

- 未公開株購入の勧誘にご注意ください!
- これからは金利の動きにも目配りを
- 火災警報器の悪質訪問販売にご注意!



スルメイカ

福井のくらし life



発行/福井県生活安全課・福井県消費生活センター

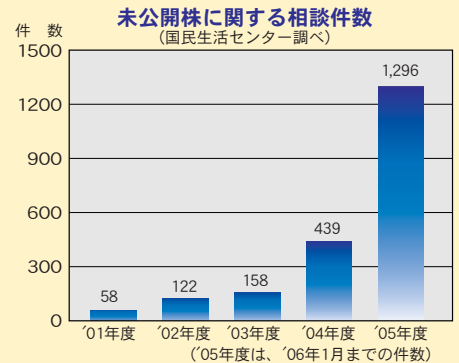
未公開株購入の勧誘にご注意ください!

最近、電話等でいきなり、未公開株について「上場が間近」「値上がり確実」「必ず儲かる」などと勧誘され、購入を持ちかけられたという相談が増えています。

【未公開株とは】

証券取引所などに株式公開（上場）していない株のことです。近年、新規上場後の初値が募集などの販売価格を大きく上回ることもあり、注目されています。

しかし、実際に上場されなければ、売買することはきわめて困難で、これを換金する方法はほとんどありません。未公開株の販売を行うことができるのは、未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られています。



【相談事例】

電話で未公開株の購入を勧誘され、「近く上場することは間違いなし」と言われ契約したが、後日、株券発行会社に確認したところ、上場の予定はないことがわかった。返金してほしい。(70歳代 男性)

《問題点》

- ・販売業者は、株取引を行うために必要な証券業の登録がなかった。
- ・上場予定がないにもかかわらず、「上場する」など、事実と異なる説明を行っている。
- ・「解約したい」と内容証明を出しても、販売業者の信用度は不明であり、返金が確実に実行される保証はない。



【アドバイス】

- ①セールストークに注意しましょう。
 - ・実際には上場予定がないにもかかわらず、上場予定と偽った勧誘をしたり、発行会社自体が架空のものであるなど、詐欺的なものも多発しています。
 - ・販売員の、「値上がり確実」といった説明を鵜呑みにして未公開株を購入することは大変危険です。
- ②少しでも不審に思った場合、取引内容が理解できない場合は、はっきり断ることが大切です。
- ③証券業の登録の有無については、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) 「免許・登録を受けている業者一覧」で確認することができます。
- ④詐欺など、違法行為の要素が強いと思われる場合は、警察へ届け出ましょう。

これからは金利の動きにも目配りを



日本銀行福井事務所長
園田 耕三

去る3月9日に、日本銀行は2001年3月から実施してきた「量的緩和策」を5年振りに解除しました。これまで実施されてきた量的緩和策の意味と効果、それが解除された背景、そして生活者の暮らしにどのような影響があるかみていきたいと思ひます。

まず、量的緩和が開始された2001年当時をみると、世界的にも不景気でしたが、特にわが国では、90年代のバブル崩壊後の長い不況期の中にあつて、さらに物価下落と景気悪化の悪循環（デフレスパイラル）に陥つたのではないかと心配する声がかかる状況でした。日銀では、それまでに金利をほぼゼロまで下げていたので、景気を下支えるためにさらにプラス・アルファとして、何かできないか懸命に検討して、他国にも前例のない量的緩和策を打ち出しました。これは、民間金融機関が通常の業務を行うのに必要な資金（約6兆円）を大幅に上回る巨額の資金（ピーク時には約35兆円）を日銀が供給するとの政策でした。また、日銀はこの政策を物価が安定的にプラスとなるまで続けるとの約束もしました。これにより、金融機関は資金繰りに安心感が持てるようになりました。このため、一部の金融機関に経営不振の動きがあつても、90年代後半のように金融界にと

どまらず社会全体を揺るがすような事態は起きなくなりました。

その後の日本経済をみると、多くの企業では、バブル崩壊後に抱えていた過剰設備、過剰人員、過剰借入れの削減に懸命の努力を続けてきたことから、景気は緩やかながらも持ち直しに向かいはじめました。そして昨年後半以降は、上記の3つの過剰がほぼ解消し、大企業中心に設備や人員の不足感がでてきており、企業の設備投資や新規採用を増やす動きが幅広く見られるようになりました。また、企業の収益も着実に改善しており、株主への配当を増やすとともに、社員のボーナスや給与にも徐々に反映されるようになってきました。こうした家計所得の改善を受けて、これまで低調であつた消費も持ち直しつつあります。そして、長らく低下が続いていた消費者物価も昨年11月以降プラスに転じました。このため、日銀では今年3月に量的緩和策を解除する条件が整つたと判断するに至りました。

さて、量的緩和策は解除されましたが、今後の物価上昇テンポは緩やかとみられる（日銀政策委員の消費者物価見通し：06年度+0.6%→07年度



消費者豆知識

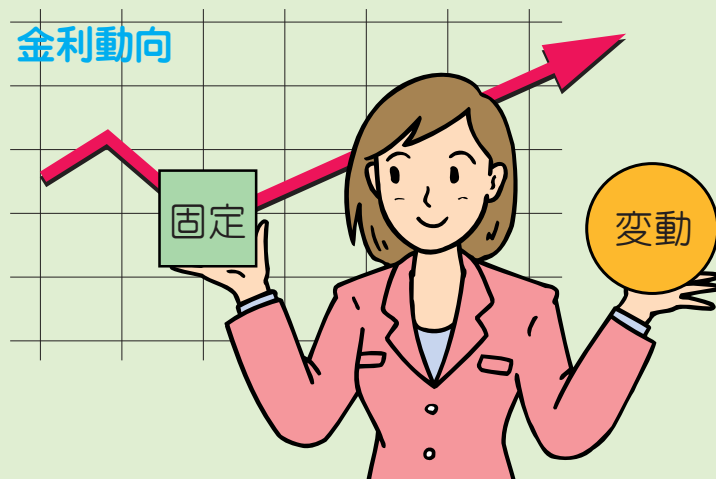
金融クイズ

日本銀行が行う金融政策は、「○○の安定」のために行つています。○○に入る文字は、何でしょうか？

- ① 「生活の」安定
- ② 「物価の」安定
- ③ 「収入の」安定

（答えは最後のページにあります。）

金利動向



+0.8%) ため、日銀が調節する短期金利が直ちに大きく上昇することはないとみています。ただ、これまでのゼロ金利から先行きいずれかのタイミングで低くともプラス金利に転じると考えられます。こうした状況を見て、金融機関同士の取引で決まる長期金利などについては、将来を見越して既に幾分上昇しています。また、1年定期預金金利や住宅ローン金利にも引上げの動きがみられます。経営者のみならず生活者としても、これまでのような低金利横ばい状態が続くのではなく、今後は金利が上昇する局面もあれば、さらにその先には低下する局面もある

との認識を持つことが必要となります。預金や借入れをするタイミングとか固定金利タイプか変動金利タイプにするかなど、生活者自身で判断する必要があります。こうした中で、福井県、福井財務事務所、日銀福井事務所が中心となって活動している福井県金融広報委員会では、生活者の皆様が判断する際にお役に立てるような資料（金融商品の選び方に関するパンフなど）を、提供していますので、お気軽にご利用下さい。

(照会先<日銀福井事務所>TEL:0776-22-4495)

火災警報器の悪質訪問販売にご注意!

このたび消防法が改正され、平成18年6月からすべての新築住宅は、寝室、階段などに火災警報器を設置することが義務付けられました。また、既存住宅については平成23年6月(但し永平寺町のみ平成20年6月)までに設置することが義務付けられました。

この制度改正に便乗した悪質訪問販売が県内においても実際に発生していますので、注意してください。

※既存住宅の設置期限は、各市町が条例で個別に制定しています。

主な手口

- ・「今すぐ設置しないと法律違反ですよ。」「設置しないと罰則を受けます。」などと言って、消費者の不安をあおります。
- ・「消防署から来ました。」「消防署の委託を受けています。」などと言って、公的機関を装い訪問して来ます。
- ・市価よりも高い価格で商品を売りつけます。

対処法

- ・設置期限や設置場所については、事業者の言葉を鵜呑みにせず、下記の間合せ先でよく確認するようにしてください。
- ・消防署が直接販売するまたは販売を委託するようなことは絶対ありませんので、信用しないでください。(但し、消防署員、消防団員が、各家庭を訪問して設置について広報を行うことはあります。)
- ・火災警報器は、配線工事を請け負う取扱店やホームセンター、家電量販店などで購入できます。機能によって価格は様々ですが、5,000円程度から購入できるようです。
- ・日本の規格省令に適合することを確認した日本消防検定協会の「NSマーク」(右図)付きのものや、総務大臣の特例認定を受けた旨の表示を目安に購入しましょう。

間合せ先

- ・設置位置や機器の種類等
最寄りの消防本部、消防署または
住宅用火災警報器相談室(財)日本消防設備安全センター内)
TEL:0120-565-911《フリーダイヤル》
(受付時間:月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時(土、日および祝祭日は休み))
- ・悪質訪問販売のトラブル
県消費生活センターまたは市消費者センター、町相談コーナー



価格の動き

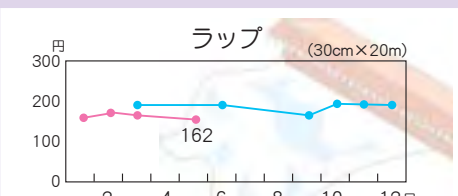
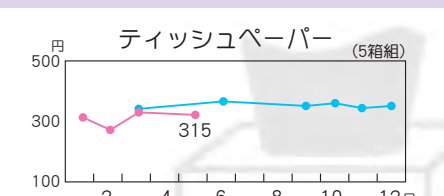
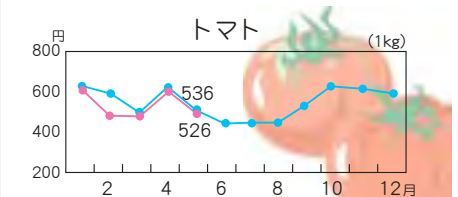
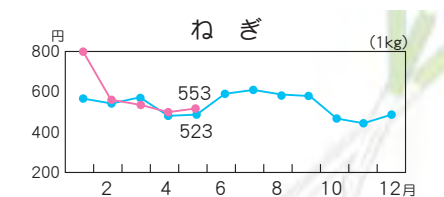
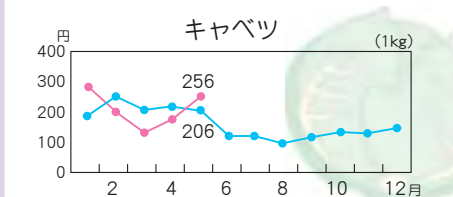
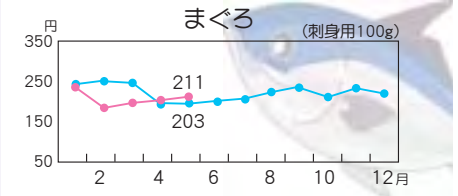
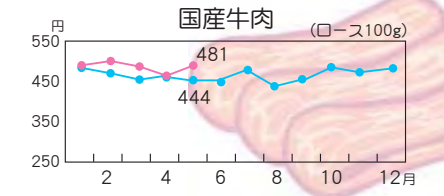
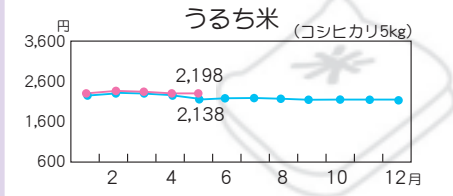
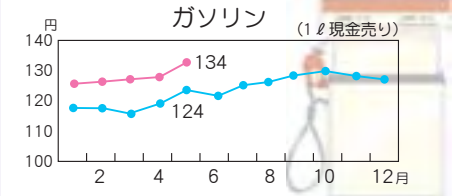
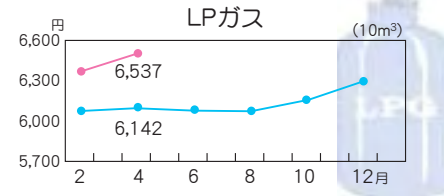
県調査結果 ※石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 17年
● 18年

福井市消費者物価指数

平成17年4月 速報値(平成12年基準)

総合指数 97.7
前月比 (+)0.8%
前年同月比 (+)0.3%
※福井県情報政策課調べ



近年の原油価格の高騰を受けて、今後ティッシュペーパーやラップなどの小売価格にも影響が出ることが予想されます。今後は、価格動向に注目するとともに、今一度日常生活を見直すなど生活必需品の利用について節約に努め、消費者として冷静な行動に心掛けましょう。

消費生活関連イベント(平成18年7月)

日時	イベント名	開催場所	問合せ先
14日(金) 10:30～13:30	とれたてふくいの市 今が旬のふくい産の野菜やさかな、 山菜や惣菜などが勢揃い	福井市ガレリア元町 (ガレリアポケット周辺)	県農林水産部販売開拓課 (0776)20-0421
21日(金) 13:30～15:00	消費者講座 「高齢者がねらわれています。これからの対策は」 講師：全国消費生活相談員協会 関西支部	嶺南消費生活センター	(社)ふくい・くらしの 研究所 (0776)27-0626
22日(土) 13:30～15:00	消費者講座 「高齢者がねらわれています。これからの対策は」 講師：全国消費生活相談員協会 関西支部	県民会館 305号室	(社)ふくい・くらしの 研究所 (0776)27-0626

※「消費者講座」は、福井県が(社)ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター

☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0005 福井市大手3丁目11-17(県民会館2階)

福井県嶺南消費生活センター

☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00～17:00 土・日曜日にも相談を受け付けています。)

福井県消費生活センターホームページ <http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

物価に関するご意見・ご質問は、……0776-20-0287 (生活安全課へ)

☎ 910-8580 住所記入不要



健康長寿な福井です。

